

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (法学)	氏名	窪田栄一
論文題目	教育における自由と統合—ドイツにおける就学義務の免除を素材として—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、就学義務の免除に関するドイツの判例および学説を素材として、教育における自由と統合の関係について憲法学の観点から考察を加えるものである。</p> <p>序章では、就学義務の免除に関する日本の学説の議論状況が分析され、親の教育の自由を根拠に就学義務の免除を認める議論が広く展開されている一方で、社会の統合という観点から就学義務を基礎づける議論が十分に展開されていないことが明らかにされている。それゆえ、統合の重要性を強調し、就学義務を重視するドイツの判例および学説を素材とした原理的な考察が有用かつ必要であると指摘する。</p> <p>第1章では、まず、国家の学校監督権（基本法7条1項）の成立史が紐解かれ、国家の包括的な教育決定権が伝統的に認められてきたことが明らかにされている。次に、親の教育権（6条2項）の保障が特別権力関係の克服により拡充し、国家の学校監督権と対抗する地位に置かれる過程を概観したうえで、両者の関係が検討される。本論文は、両者の関係を同格とし、その調整を「実践的整合の原則」に基づいて判断する判例および支配的学説を紹介しつつ、有力な学説が、より統合を重視して国家の学校監督権を優先させる見解を説き、さらに判例が自説に接近してきていると主張する点に着目し、判例の具体的検討の必要性を指摘する。</p> <p>つづく第2章では、就学義務の制度史や基本法と州（憲）法上の規律を確認したのちに、就学義務の免除に関する判例の検討が行われている。本論文によれば、連邦憲法裁判所および連邦行政裁判所は、就学義務の全部免除の訴えをすべて退けており、また、一部免除についてもかつて示した寛大な姿勢を転換し、厳格に制限しているとされる。本論文は、これらの判例とその評釈を精査し、「教育の統合機能」の憲法上の重要性が判例や支配的学説に広く共有されている一方で、その憲法上の基礎づけは明確にされていないことを指摘する。</p> <p>第3章では、「教育の統合機能」の憲法上の基礎づけについて検討されたのちに、統合と自由の関係について原理的な考察が加えられている。この検討の際に本論文が素材として重視するのは、Ernst-Wolfgang Böckenfördeの議論である。Böckenfördeの議論において教育は、「相対的な同質性」という「民主政の諸前提」を創出する点で統合と結びついている。このように教育と統合を憲法上結びつけるBöckenfördeの説明は、国家の教育による統合任務を正当化するものとして、判例や支配的学説を根底において支えてきた。しかしながら、本論文によれば、Böckenfördeの議論は統合の権限を基礎づけるにとどまり、統合の強制を正当化するものではないとされる。むしろ、「自由で、</p>			

世俗的な国家は、自らの保障できない諸前提によって生きる」という言葉からも読み取れるように、Böckenfördeの議論は、統合に対抗する前国家的自由を確立しようとするものだと位置づけられる。こうした理解の根拠を探るべく、本論文ではさらに、「基本義務」に関するJosef Isenseeの議論を素材とした検討が行われている。本論文は結論において、この問題の根底に国家と社会の区別という古典的な議論があり、その検討が必要となることを指摘する。

これを受けて第4章では、国家と社会の区別に関する議論を検討し、ドイツにおいては、Böckenfördeに代表される、国家と社会を区別し前国家的自由を打ち立てる二元論よりも、Konrad Hesseに代表される国家と社会の区別を否定する一元論が優勢であることが示される。このような一元論の一つの帰結は自由の相対化であり、本論文は、教育という文脈での自由の相対化の例証としてPeter Häberleの議論を挙げ、その検討を行っている。すなわち、Häberleの議論では、公共過程の開放性（「開かれた社会」）が重視されており、このような開かれた社会を維持するために一定の教育目標が強制されることが正面から肯定されている。

次に、こうした自由の相対化を実務上支えたのが「実践的整合の原則」であるとして、その検討が行われている。本論文では結論において、就学義務の免除を否定した一連の判例にみられる硬直的な統合の理解とその貫徹は望ましくないとして、自由と統合の調和を図ることの必要性が指摘されている。

最後に、就学義務の免除という問題における自由と統合の調和の可能性について検討されている。本論文は結論として、統合が教育プロセス全体の中で総体的に達成されるものであるという理解のもと、一部免除であれば統合を害さないだけでなく、そのプロセスに正の効果ももたらすという理由から、一部免除を認める方向性を示している。

以上の議論を総括する終章では、日本においても、統合という観点から就学義務を正当化する余地があることが示されたうえで、その理論的課題が述べられている。

(論文審査の結果の要旨)

日本の法学において行われた教育に関する論争としては、かつてのいわゆる教育権論争が知られるが、これは学校教育の内容決定権をめぐる論争であり、児童・生徒が学校で教育を受けることを前提にしていた。たしかに日本国憲法26条2項は「保護する子女に普通教育を受けさせる義務」を定めるが、その義務自体の理論的根拠や具体的内容について詳しい検討がなされているとはいえない状況である。本論文は、就学義務の社会統合のための意義を強調する傾向にあるドイツの議論を素材として、学校教育への強制と親の子どもに対する教育権との緊張関係を「自由と統合」という観点から分析し、自由な民主政における教育による統合の適切なあり方を探る、貴重な業績である。

本論文は、ドイツの学校教育に関する憲法上の議論を包括的に紹介・検討しており、それだけでも十分な学問的価値がある。特に、プロイセン一般ラント法以後現在に至るまでの国家の学校監督権についての法規定・学説の変遷を詳細に検討する箇所は、これまでの日本の研究水準を超えるものである。

そして本論文の最大の学問的意義は、そのような検討をふまえたうえで、ドイツで学校教育による統合が重視される理由をさらに正確に理解するために、**Ernst-Wolfgang Böckenförde**, **Josef Isensee**, **Peter Häberle**といった主要な憲法学者の教育をめぐる言説等を詳細に検討し、就学義務をめぐる議論の背景に、**Schmitt**学派と**Smend**学派という、より根底的な憲法観の相違が存在することを示している点にある。個別的現象における立場の相違がより根本的な理論的相違に基づいていることを示すことは、学問的分析の一つの典型的手法であるが、本論文はその優れた例を示しているといえる。また、**Smend**学派的憲法観に立つ「実践的整合の原則」が、親の教育の自由の防御権としての意義の軽視につながっているという分析は、ドイツ憲法学の動向を適切かつ批判的に明示するものとして貴重である。

他方で本論文は、**Smend**学派内部における議論の緻密な差異化には立ち入っていない。特に、**Häberle**という非常に個性的な研究者を論じているものの、彼の教育に関する主張がその全体像の中で示す特徴を必ずしも明らかにしきれていない。このことが、本論文の最後で示される、コミュニケーション過程への参加による柔軟な統合という解決策がいささか唐突な印象を与える一因となっている。また、本論文は、ドイツの議論枠組に規定された結果、学校教育が子どもの権利に応えるためのものでもある点について詳しく論じていない。ただし、これらの点はいずれも、本論文の高い学問的価値を否定するものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和5年1月26日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。